

日中サービス支援型共同生活援助の報告・評価に関する取扱い

1 日中サービス支援型共同生活援助について

(1) 概要

日中サービス支援型共同生活援助は、障害者の重度化・高齢化に対応するために平成30年4月に新設された共同生活援助の一類型である。短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されている。

(2) 対象者

主な対象者は、重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用することができない障害者（日によって利用することができない障害者を含む）である。なお、障害支援区分による制限はない。

2 広島市障害者自立支援協議会地域部会での報告及び評価

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第213条の10では、日中サービス支援型共同生活援助事業者は、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質を確保する観点から、定期的に地方公共団体が設置する協議会等に対して事業の実施状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞くことと定めている。

広島市においては、以下のとおり取り扱う。

(1) 報告を行う協議会等

広島市障害者自立支援協議会地域部会（以下、「地域部会」という。）にて年1回以上報告を行う。

(2) 対象事業所

新規指定から6ヶ月を経過した事業所とし、(3)-アにより設定された地域部会開催時期を踏まえて障害自立支援課が指定する。

(3) 地域部会への報告及び評価（イメージ図は別紙のとおり）

ア 地域部会事務局（区地域支えあい課。以下、「事務局」という。）は、報告及び評価を実施する地域部会の開催時期を設定し、その予定時期を障害自立支援課へ報告する。

障害自立支援課は、事業者へ地域部会への出席及び様式1「事業実施状況報告書」の作成・提出を依頼する。

イ 障害自立支援課は、アにより提出された様式1を事務局へ送付する。

ウ 事務局は、イにより送付された様式1を、地域部会開催日より事前に出席予定者（以下、「評価者」という。）へ送付する。

エ 事業者は指定された地域部会に出席し、事業の実施状況等を報告する。

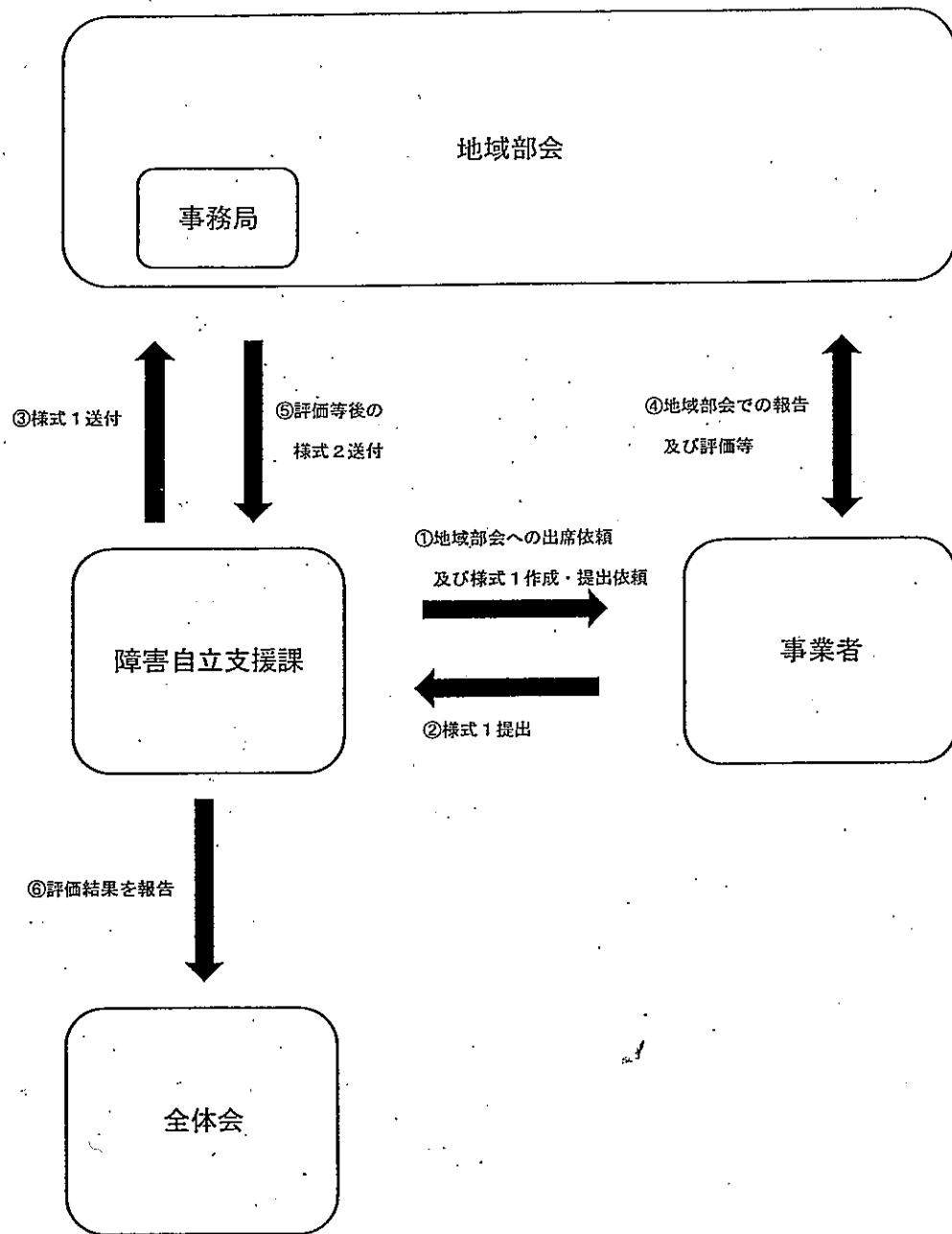
地域部会は、報告内容に対し、様式2「事業内容評価票」により評価、要望、助言等を行う。

オ 事務局は、各評価者から提出された様式2を障害自立支援課へ送付する。

カ 障害自立支援課は、オにより送付された様式2を取りまとめ、当該事業者に提示する。

キ 障害自立支援課は、地域部会開催後直近の広島市障害者自立支援協議会全体会にて、報告及び評価結果を報告する。

広島市自立支援協議会地域部会での報告及び評価のイメージ



- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
(協議の場の設置等)

第213の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について

第15の4 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

(3) 運営に関する基準

④ 協議の場の設置等(基準第213条の10)

日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、法第89条の3第1項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(都道府県又は市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議)(以下「協議会等」という。)に対し、定期的に(少なくとも年に1回以上とする。)日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況等を報告し、当該実施状況等について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととしたものである。

なお、都道府県知事が必要と認める場合には、事業指定の申請にあたり、施行規則第34条の19第1項第18号に規定する事項として、日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者は、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事に提出するものとする。

また、当該協議会等における報告等の記録は、基準第213条の11において準用する基準第75条第2項の規定に基づき、5年間保存するとともに、個人情報の保護に留意しつつ、当該記録や事業の運営状況を積極的に公表するものとする。